平成30年労第227号

# 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 理 由

## 第1 再審査請求の趣旨及び経過

## 1 趣 旨

労働基準監督署長(以下「監督署長」という。)が〇年〇月〇日付け、同年〇月〇日付け及び〇年〇月〇日付けで再審査請求人(以下「請求人」という。)に対してした労働者災害補償保険法(以下「労災保険法」という。)による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すことを求める。

### 2 経 過

請求人は、A所在のBの職員として不動産賃貸業務に従事していたが、請求人によれば、〇年〇月〇日、C会社D事業場内において荷物の発送準備中、鉄製の扉が請求人の背中に当たった(以下「本件災害」という。)ため、同日、E医療機関に救急搬送され「腰部打撲」と診断された後、同年〇月〇日、F施術機関に受診し、「頚部捻挫、腰部捻挫、右下腿部挫傷」と診断された(以下「腰部打撲等」という。)。

請求人は、業務上の事由により腰部打撲等を発症したとして、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、業務上の事由による傷病とは認められないとして、これを支給しない旨の処分(以下「前処分」という。)をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官(以下「審査官」という。)に審査請求をしたが、審査官は、〇年〇月〇日付けでこれを棄却した。 更に、請求人は、この決定を不服として、労働保険審査会に再審査請求(平成24年労第481号事件)し、労働保険審査会は、〇年〇月〇日付けでこれを棄却(以下「前裁決」という。)した。

請求人は、前処分後もE医療機関及びF施術機関への受診を続け、また、〇年 〇月〇日にG医療機関に受診し、「頚部脊柱管狭窄症、腰部脊柱管狭窄症」と診 断され、E医療機関及びF施術機関で診断された腰部打撲等と併せ、これらの傷 病は業務上の事由によるものであるとして療養補償給付を請求したところ、監督 署長は業務に起因する傷病とは認めず、療養補償請求権は時効により消滅してい るとして、これを支給しない旨の処分(以下「本件処分」という。)をした。

請求人は、この処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、○ 年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、 本件再審査請求に及んだものである。

なお、本件再審査請求は、本件災害とは別の通勤災害に関して、監督署長が〇年〇月〇日付け及び同年〇月〇日付けで請求人に対してした労災保険法による療養給付を支給しない旨の処分の取消しを求める再審査請求と併合してなされたものであるが、当審査会は、労働保険審査官及び労働保険審査会法第50条で準用する第14条の2の規定に基づき、これらの療養給付に係る処分に関する再審査請求事件を本件再審査請求事件から平成30年労第474号事件として分離した。

### 第2 再審査請求の理由

(略)

### 第3 原処分庁の意見

(略)

## 第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した傷病が業務上の事由によるものであると認められるか、その場合において、本件の療養補償給付の請求について、時効により給付請求権が消滅したと認められるか否かにある。

### 第5 審查資料

(略)

#### 第6 事実の認定及び判断

上記第5の審査資料に基づき、本件について検討し、判断すると、次のとおりである。

#### 1 当審査会の事実の認定

(略)

# 2 当審査会の判断

ア 労働者災害補償保険の保険給付では、業務と傷病との間に相当因果関係が認められるか否かが判断の要件となることから、本件災害と請求人の傷病である 腰部打撲等、頚部脊柱管狭窄症、腰部脊柱管狭窄症及び脊椎関節炎(以下「本 件傷病」という。)との因果関係について検討するも、本件災害について、当審査会は、前裁決において、要旨、「請求人にドアが接触することがあったとしても、明白な打撲痕が残るほどの衝撃ではなかったことは明らかである。」としており、前裁決に係る処分の取消訴訟事件の判決においても、要旨、「扉が請求人の身体に接触した程度は軽微なもので、扉による接触は日常生活上も通常生じ得る程度のものにすぎない。」と判示しているのであって、本件災害と本件傷病との間には相当因果関係を認めることはできないと判断する。

- イ なお、本件処分に係る療養の費用請求書(〇年〇月〇日~〇年〇月〇日分、〇年〇月〇日監督署受付。)で請求のあった療養費のうち上記期間中の移送費及び〇年〇月〇日以前の診療費、同療養の費用請求書(〇年〇月〇日~〇年〇月〇日分、〇年〇月〇日監督署受付。)で請求のあった療養費のうち〇年〇月〇日以前の移送費、同療養の費用請求書(〇年〇月〇日~〇年〇月〇日分、〇年〇月〇日監督署受付。)で請求のあった療養費のうち上記期間中の移送費及び〇年〇月〇日の施術料(証明書料)、同療養の費用請求書(〇年〇月〇日~〇年〇月〇日分、〇年〇月〇日監督署受付。)で請求のあった療養費のうち上記期間中の診療費については、請求人が費用を負担した日から療養の費用請求がされた日までに2年が経過している。このため、当審査会としては、これを受ける権利が時効により消滅したものと判断する。
- 3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって、主文のとおり裁決する。